

蓬田村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (H18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H18年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
H18年度	3,431	2,107,992	31,266	578,478	27.4	27.4

(H18決算統計)

(2) 職員給与の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 (H18)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H18年度	67	239,825	21,093	102,747	363,665	5,428	5,697

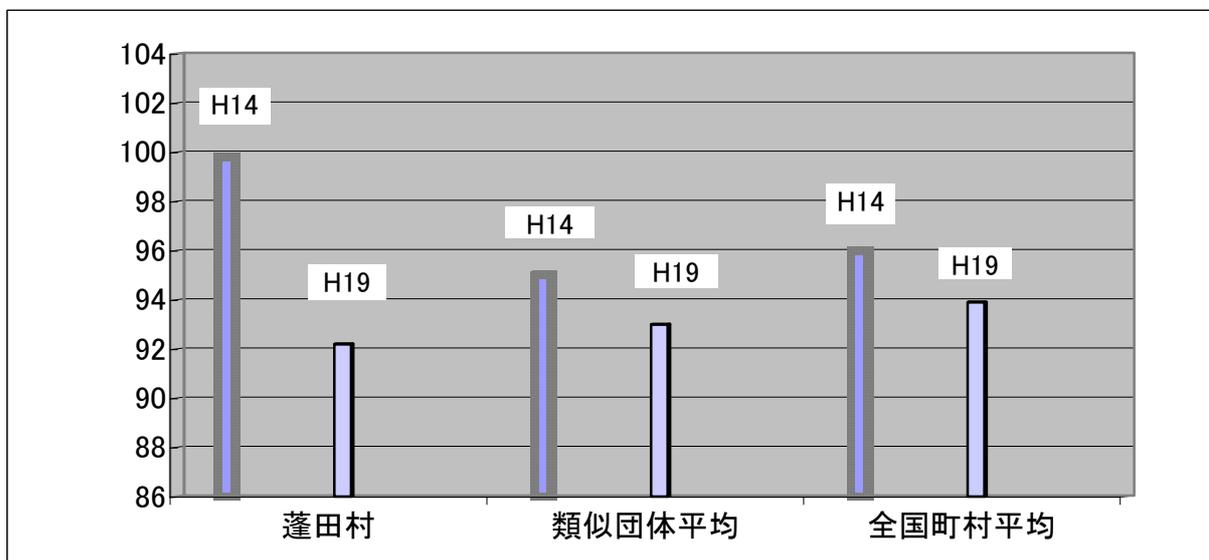
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。(H18決算統計)

2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

給料月額及び期末・勤勉手当を平成16年10月分から2～5%削減を継続中。

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



区分	平成14年度	平成19年度
蓬田村	99.8	92.2
類似団体平均	95.0	93.0
全国町村平均	96.0	93.9

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(5) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため記載省略。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成19年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
蓬田村	46.7 歳	341,800 円	363,588 円	366,706 円
青森県	44.1 歳	352,500 円	420,493 円	387,826 円
国	40.7 歳	325,724 円	— 円	383,541 円
類似団体	42.7 歳	321,308 円	368,932 円	353,187 円

(給与支給台帳、給与実態調査)

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
蓬田村	48.2 歳	9 人	341,647 円	360,680 円	377,722 円	—	—	—	—
うち用務員	51.4 歳	3 人	364,072 円	369,072 円	388,233 円	用務員	53.9 歳	— 円	—
うち自動車運転手	46.6 歳	6 人	330,434 円	356,484 円	372,467 円	自家用乗用自動車運転手	49.3 歳	— 円	—
青森県	46.2 歳	589 人	318,900 円	364,077 円	344,585 円	—	—	—	—
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	— 円	320,514 円	—	—	—	—
類似団体	48.8 歳	4 人	283,453 円	308,927 円	301,730 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
蓬田村	—	—	—
うち用務員	6,221,992 円	— 円	—
うち自動車運転手	5,928,923 円	— 円	—

(給与支給台帳、給与実態調査)

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 青森県、国、類似団体については、H18年度の数字を記載している。

- (注) 1 「平均給与月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 基本的な考え方

(1) 給料表について

技能労務職員の給与については、平成18年4月の給与制度改革に伴い、いわゆる「通し号俸」による給料表から国公準拠のため4級制の給料表を導入し、給与水準の引き下げを行い給与の適正化に努めてきた。

現在は、青森県が技能労務職員等に適用している給料表を基に給料表を決定しているが、地方公共団体の技能労務職員等の給与が民間事業の従事者と比較して高いとの指摘を受けていることから職務給の原則及び均衡の原則に基づき、同一又は類似の職種について国・類似団体さらに民間との均衡に留意して、住民の理解が得られるような給与水準を確保するよう努める。

(2) 昇給、昇格について

平成18年4月に給与構造の見直しを行い、標準的な職務に対応した職務給を規定したが、勤務成績の評定を実施していないため運用により決定している部分があるので改善するよう努める。

(3) 特殊勤務手当について

平成18年4月に全部を廃止し、今後も続ける予定である。

(4) 定員管理について

行政改革大綱並びに集中改革プランにに基づき退職者の補充をしないこととしている。

2 具体的な取組内容

(1) 給料表について

平成19年度の「給与・定員管理の公表」時に示された給与等データや近隣市町村の給与水準の調査、民間データとの比較などを実施し、諸課題の点検を行い、地域住民の理解が得られるよう見直しを進める。

(2) 昇給、昇格について

具体的な職務職階制を確立し、勤務成績の評定が反映した制度の構築に努める。

(3) 定員管理について

技能労務職員等の定員については、平成18年3月策定の行政改革大綱並びに集中改革プランに基づき平成22年4月まで退職者の補充を行わない。

3 その他

(1) 民間委託の推進

「蓬田村集中改革プラン」に基づき業務の運営方法の見直しを行い、民間委託や指定管理者制度等を活用して簡素で合理的な行政システムの構築を進める。

(2) 事務・事業の見直し

これまでに、保育所、幼稚園について業務を民間に委譲して公立施設を廃止した。今後とも「蓬田村集中改革プラン」に基づき、可能な限り事務事業の見直しを行う。

(2) 職員の初任給の状況(平成19年4月1日現在)

区 分		蓬田村	青森県	国
一般行政職	大学卒	158,368 円	166,796 円	170,200 円
	高校卒	135,632 円	135,632 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	131,320 円	131,320 円	—
	中学卒	119,609 円	119,609 円	—
医療職	大学卒	184,044 円	— 円	—
	高校卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成19年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	高校卒	該当者なし 円	283,680 円	該当者なし 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	中学卒	該当者なし 円	335,040 円	該当者なし 円
医療職	大学卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円

(給与支給台帳)

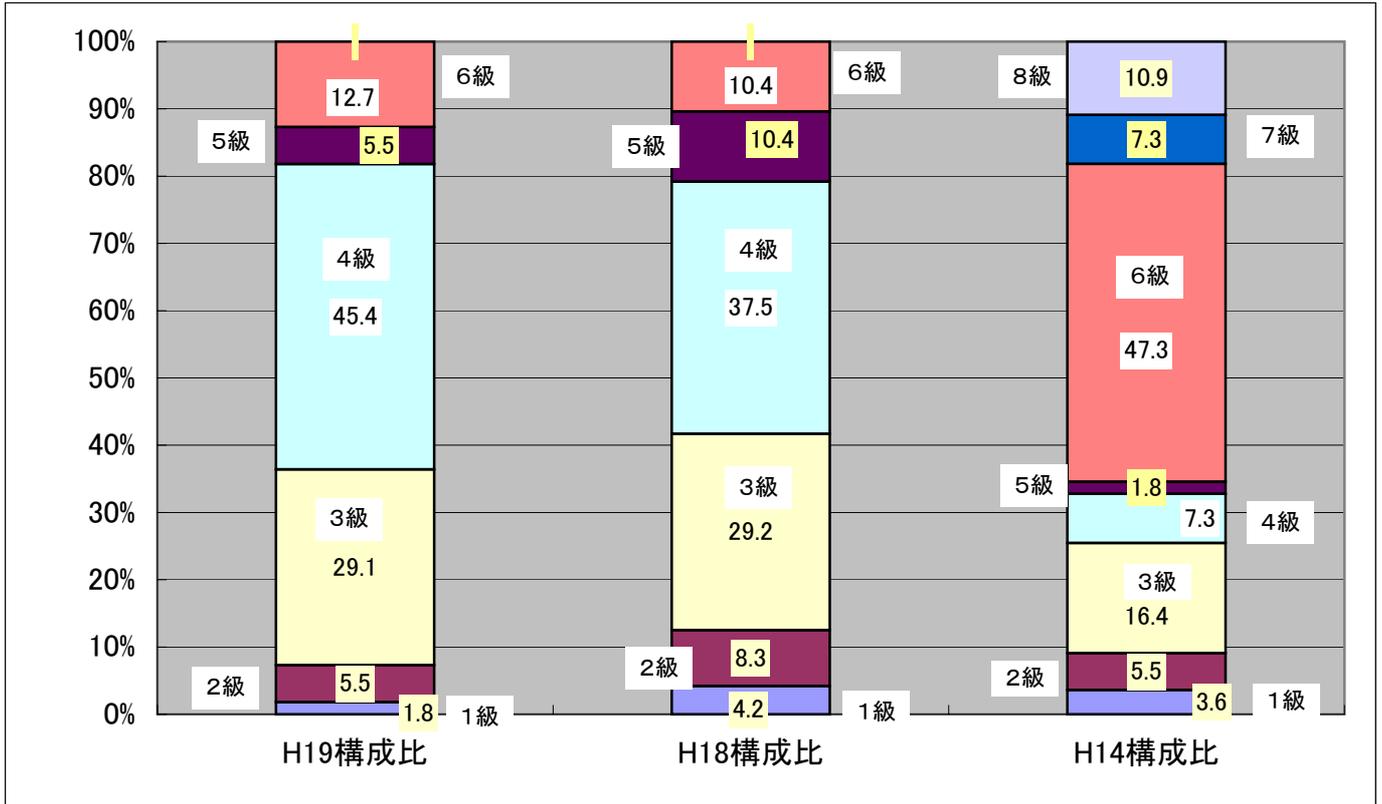
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数等の状況(平成19年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う主事補及び相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	1 人	1.8 %
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	3 人	5.5 %
3級	主査の職務	16 人	29.1 %
4級	主幹及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認める者で規則で定めるものの職務	25 人	45.4 %
5級	副参事及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認める者で規則で定めるものの職務	3 人	5.5 %
6級	参事の職務	7 人	12.7 %

(給与支給台帳)

- (注) 1 蓬田村の一般職員の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合した。)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価が未実施であるため、昇給区分に差を設けなかった。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

蓬田村	青森県	国
1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,683 千円	1人当たり平均支給額(平成18年度) 1,886 千円	—
(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分	(平成18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 勤勉手当 1.45月分 (1.60)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・5級、6級(参事、副参事) 15% ・4級(班長、主幹) 10% ・3級(主任主査,主査) 5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(給与支給台帳)

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

人事評価が未実施であるため、支給率区分に差を設けず、一律の支給（72.5/100）を行った。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

蓬 田 村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額		21,690 千円			

(注) 退職手当の1人当たりの額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 蓬田村においては制度なし。

(4) 特殊勤務手当

区 分		全 職 種	
支給実績(18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		0 %	
手当の種類(手当数)		平成17年度から全廃	0
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	先職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	0 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	0 千円
支給実績(17年度決算)	1,227 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	17 千円

(6) その他の手当

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,500 円 2人まで(配偶者扶養) 6,000 円 1人(配偶者非扶養) 6,500 円 その他 5,000 円 特定期間の加算 5,000 円	同		11,100 千円	163,235 円
住居手当	自宅 3,000 円 借家・貸間限度額 27,000 円	異 同	自宅(新築・購入 後5年)2,500円	1,422 千円	20,912 円
通勤手当	交通機関利用者限度額 55,000 円 自動車等利用者 2,000 ~ 24,500 円	同		2,243 千円	32,985 円
管理職手当	総務課長 3% 課長 3% 調整監 1.5% 班長 1.3%			1,705 千円	25,073 円
休日勤務手当	祝日法による休日等の 勤務 135/100	同		0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が週休日又は 祝日法による休日 等に勤務 ・総務課長・課長・調整監 4,000 円 ・班長 3,000 円			0 千円	0 円
日直手当	一般の日直 4,200 円	同		0 千円	0 円
寒冷地手当	4級地による支給	同		5,580 千円	82,055 円

5 特別職の報酬等の状況(平成19年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	村長	630,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 村長 825,000 円 / 435,500 円	
	副村長	495,000 円	副村長 665,000 円 / 391,300 円	
報酬	議長	253,800 円	議長 307,000 円 / 150,000 円	
	副議長	212,400 円	副議長 251,000 円 / 115,000 円	
	議員	202,500 円	議員 236,000 円 / 97,000 円	
期末手当	村長	(18年度支給割合)		
	副村長	3.3月分		
	議長	(18年度支給割合)		
	副議長 議員	3.3月分		
退職手当	村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副村長	給料月額×在職月数×45.5/100	13,759,200 円	任期毎
	収入役	給料月額×在職月数×26.5/100	6,296,400 円	任期毎
	備考	給料月額×在職月数×24.0/100	5,391,360 円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

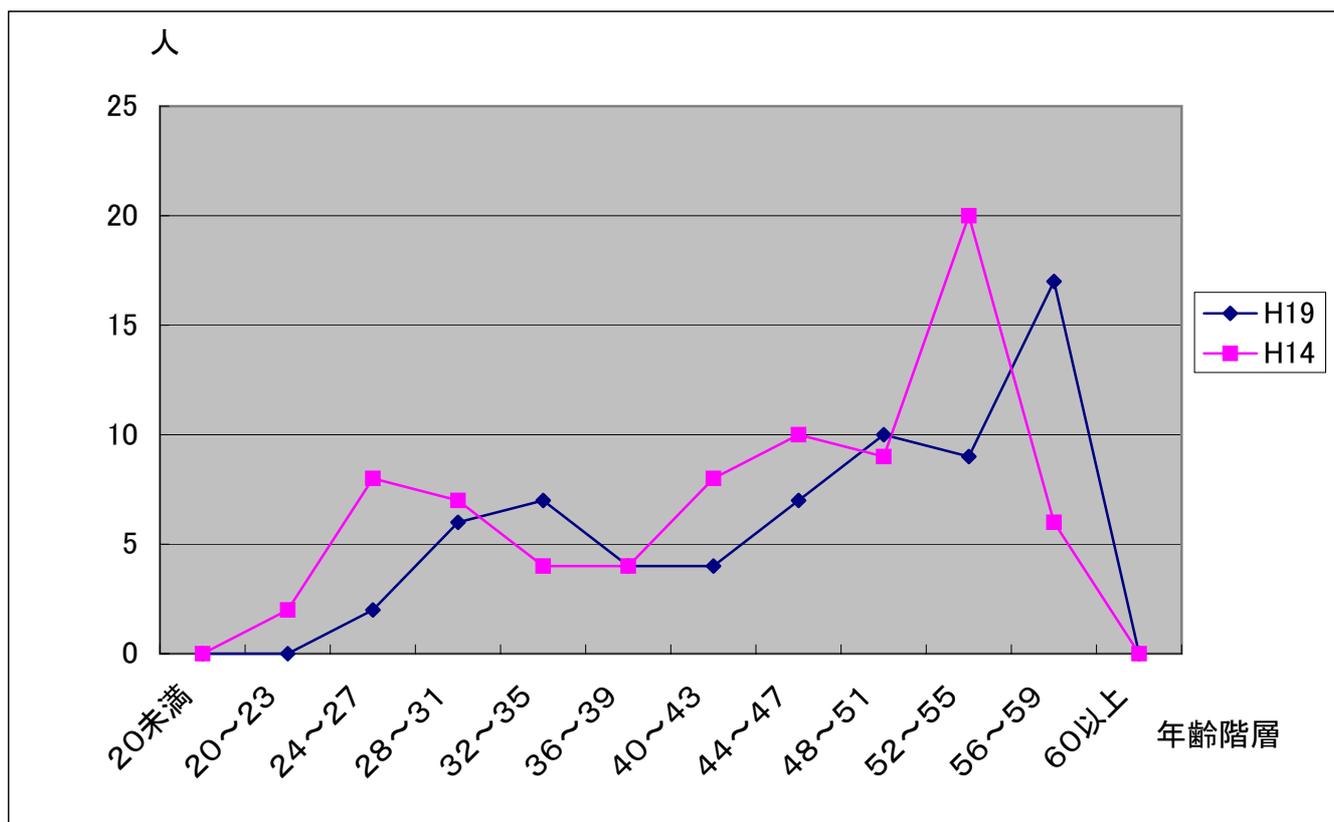
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年度	平成19年度		
普通会計部門	一般行政部門	51	51	0	
	計	51	51	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 163.7人)
	教育部門	11	10	▲1	・退職者不補充
	消防部門	0	0	0	
	小計	62	61	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 177.79 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 199.9人)
公営企業等会計部門		5	5	0	
	小計	5	5	0	
合計		67 〔76〕	66 〔76〕	▲1 〔0〕	<参考> 人口1万人当たり職員数 192.36 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。(教育長を含む。)

2 〔 〕内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(各年4月1日現在)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
H19 職員数	0	0	2	6	7	4	4	7	10	9	17	0	66
H14 職員数	0	2	8	7	4	4	8	10	9	20	6	0	78



(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
71 人	58 人	▲ 13 人	▲ 18.3 %

(参考) 蓬田村行政改革大綱における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成16年4月1日	平成21年4月1日	▲ 17.1 %

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

区分		17年	18年	19年	20年	21年	22年	17年～19年	(参考)
部門	計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	計	数値目標	
一般行政	職員数	58	56	56			—	47	
	増減		▲ 2	0			▲ 2 [18.2 %]	▲ 11	
教 育	職員数	13	12	11			—	11	
	増減		▲ 1	▲ 1			▲ 2 [100.0 %]	▲ 2	
消 防	職員数						—		
	増減								
公営企業 等会計	職員数						—		
	増減								
計	職員数	71	68	67			—	58	
	増減		▲ 3	▲ 1			▲ 4 [30.8 %]	▲ 13	

- ※ 簡易水道分については、一般行政部門と兼務しているので一般行政部門に計上した。
- ※ 宅地造成事業については、一般行政部門の職員で対応し、専任の職員を配置していない。
- ※ 教育部門職員数に教育長を含む。

- (注) 1 計画期間は、17年～22年の5カ年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。